

医 政 発 第 0 9 1 7 号
平成 2 7 年 9 月 1 7 日

日 本 医 学 会 長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療事故調査制度について（再周知）

平素より医療行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）のうち医療事故調査制度に関する規定については本年 1 0 月 1 日から施行されることとされています。

今般、本件について、別添写しのとおり、各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくと共に、関係者への周知方よろしくをお願いします。

また、医療機関におかれては、厚生労働省のホームページなどを参考にしながら、1 0 月 1 日から制度が開始されることの職員への周知徹底及び円滑な制度実施に向けた体制整備の準備を進めるようお願いします。

【参 考】

厚生労働省ホームページ（医療事故調査制度）ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療 ＞ 医療安全対策 ＞ 医療事故調査制度について

U R L : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>